

国民健康保険から

▶ 問合せ 保健福祉課保険係
☎ 24-5111 (内線133)

新しい保険証を郵送

今回から有効期限が変わります

国民健康保険(国保)の新しい保険証を9月下旬に、世帯主宛てに郵送します。10月からは新しい保険証を使用してください。また、保険証と高齢受給者証が令和4年度に一体化されるため、**今回から保険証の有効期限が7月31日まで**となります。

こんなときには届け出を

- 記載内容が間違っている
- 既に会社などの保険証がある
(国保を脱退する届け出が必要です)

※お勤めの会社などでは、国保の脱退手続きは行ってくれないので役場への届出が必要です。届出をしないと国民健康保険税(国保税)は課税され続けます。また、国保に加入しているのに新しい保険証が届かない場合は連絡をお願いします。

保険証取り扱いの注意点

- 記載事項を自分で直さないでください。
- 貸し借りはしないでください。
- 期限切れや、コピーしたものは無効です。
- 紛失や破損に注意し、大切に扱ってください。

国民健康保険税の滞納について

国保税は医療給付費の大切な財源です。国保税を納めていない人には、納税相談を行った後に保険証を交付します。また、長期にわたり滞納している場合は、資格証明書を交付します。資格証明書では、医療機関等でいったん医療費を全額支払う必要があります。

次回・令和4年度の更新分から

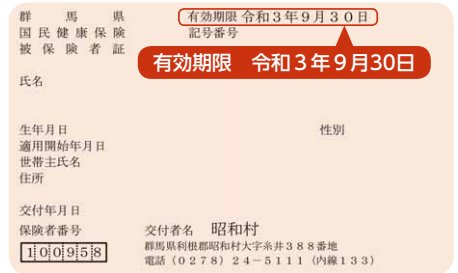
保険証と高齢受給者証が1枚になります

国民健康保険(国保)に加入している**70歳から74歳まで**の方は、保険証のほかに高齢受給者証も医療機関などに提示する必要がありますが、利便性を高めるため、**令和4年8月から保険証と高齢受給者証を一体化し、1枚で受診できるようになります。**

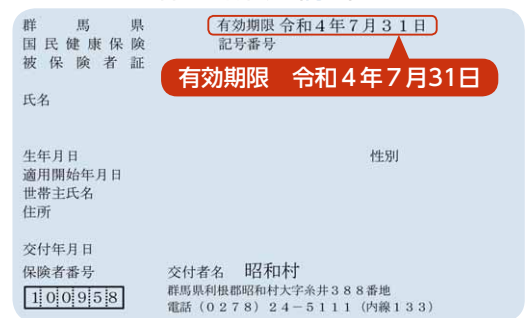
令和4年7月まで▶
保険証と高齢受給者証を提示します。



▼古い保険証



▼10月からの新しい保険証(青色)



青い封筒で郵送

70歳~74歳の方も
1枚でOKに

▼次回・令和4年8月から

